

緊急時連絡先について

本年2023(令和5)年は、老人福祉法制定60周年の節目の年です。この老人福祉法では、毎年9月15日を「老人の日」と定め、この日から21日までの7日間を「老人週間」と定めて、全国各地で関連する、さまざまな取り組みが行われています。令和5年の標語は「みんなで築こう 健康長寿と共生社会」です。

災害、病気等々の理由で、誰にも連絡できないまま倒れてしまうなど、緊急事態がいつ起きるか分かりません。この為、敬老週間に合わせて、緊急時に身内等に連絡が取れるような備えをしておいては如何でしょうか。

緊急時連絡先の表示は、自分自身で連絡が出来ないほど、急に体調を崩した時の万が一の保険のようなものです。消防の救急隊員や警察署員は、これを見つけてお身内に連絡してくれると思います。

配布いたします『**緊急時連絡先**』に、必要事項を記入して頂き、冷蔵庫の前面等救急隊・警察が家に入った時、直ぐに気づくように目立つ所に貼り付けて下さい。裏面は、マグネット(磁石)になっているので、接着剤は不要です。

これは義務ではありません。民生委員児童委員として、あったほうが良いのではないかと思いご提案しています。お身内の方などにご相談してみてください。

緊急時連絡先			
◇◇氏名 _____ 年 ___ 月 ___ 日生まれ◇◇			
私に不測の事態が生じた時は、以下の場所に連絡をして下さい。			
続柄・関係	氏名	市区町村	電話番号
かかりつけ医・町内会・地域包括・ケアマネージャー・民生委員等々(必要に応じて)			
区分	氏名等	電話番号	
かかりつけ医			
担当地区民生委員	本間照雄	090-2603-6183	